

# 生命保険会社の法人税課税ベース改革論

内 山 昭  
山 本 信 一  
濱 崎 高

## [目 次]

はじめに

第1節 生命保険会社への法人税と先行研究

第2節 生命保険会社の法人税にかかる2つの問題

第3節 課税ベースの改革に関するシミュレーション分析

ま と め

## はじめに

生命保険会社（以下、原則として生保会社と呼ぶ）に対するわが国の法人税制は、課税ベースにおいて損害保険会社（以下、損保会社）、金融機関のそれと大きく異なる。それは主として、責任準備金と受取配当の取扱いに表れている。

責任準備金はその損金算入限度額と契約者への債務となる実額との間に大幅な乖離がある。それは財務上のウェイトが高く、課税上原則として損金扱いされるため、優遇措置としての意味を持つ。国際会計基準において保険負債は時価で評価されるから、責任準備金の取扱いはこれとの関係からも重要である。わが国では1996年以来、その導入に向けた検討が行われてきた。保険負債は責任準備金と配当準備金等を含んだものであるが、生保会社で後者のウェイトはごく小さく、保険負債は責任準備金とほぼ同義である。したがって保険負債への時価評価は責任準備金と深く関わっており、経済状況の影響を受けて保険負債額を変動する場合、これに連動して責任準備金の損金算入限度額も増減させることが首尾一貫する。このため現行制度において責任準備金の取扱いに内在する課税上の問題点はますます深刻なものとなる。

他方で、わが国の法人税制には受取配当の一定割合（2002年から50%）に対して益金不算入を認める受取配当益金不算入制度が存在する。しかし生保会社は1967年からその適用除外となり、受取配当はすべて課税所得の基礎となる益金を構成してきた。

責任準備金の過大損金算入は課税ベースの縮小をもたらす一方、受取配当益金不算入制度の適用除外はその拡大となる。このことは両者が密接な関係にあることを示唆する。損保会社や一般の金融機関とは異なる両者の取扱いは、生保会社の育成期には一定の合理性を有したが、一つの

産業として確立した今日において著しく不合理な扱いに転化したと考えられる。

本稿は租税中立性、公平性の視点から、生保会社に対する法人税の課税ベース、特に責任準備金の損金算入と受取配当益金不算入制度の適用除外の問題について検討し、適正なあり方を考察する。

先行研究では、責任準備金の損金算入、及び受取配当益金不算入制度の適用除外の問題点は、それぞれ個別にかなりの程度説明されているといえる。しかしながら、2つの問題の由来する背景や、それが合理性を失ってきた理由については十分に説明されているとはいえない。また、相殺作用を持つとみられる両者の関連性に着目されることはなかった。

具体的な研究課題は次の3点である。第1に、生保会社に対する法人税の問題点として責任準備金の損金算入と受取配当益金不算入制度の適用除外に関する先行研究の成果と限界を総括する。2つの取扱いについて個別に検討し、その合理性が消失したこと、及び両者の関連性を明らかにする。第3に、生保会社の法人税の課税ベースについて、責任準備金の取扱いの適正化と受取配当益金不算入の適用除外の廃止が必要なこと、及び財務諸表を用いたシミュレーション分析によってその妥当性、及び実現可能性を検証する。

生保会社の法人税課税ベースの適正化は、1つの産業として確立した生命保険業の健全な発展や国際会計基準への対応に資する。

## 第1節 生命保険会社への法人税と先行研究

### 1.1 生命保険会社と法人税

1990年代中葉から生保会社をめぐる経営環境は大きく変化した。1995年の保険業法の改正によって保険業の規制緩和がなされ、生保会社や損保会社が子会社を相互に作って参入できるようになった。さらに1997年の改正では保険業界内の垣根を超えて、銀行や証券会社等の他業種においても保険商品の取扱いが認められた。具体的には第1に、銀行などの他業種が保険会社を設立、または買収して子会社とし、持株会社として保険業を営むことができる。第2に、保険業法に銀行による保険の窓口販売に関する根拠規定が設けられた。第3に、銀行が生命保険募集人、損害保険代理店等として保険募集を行えるようになった。このような保険業に対する規制緩和によって、生命保険商品は生保会社によってのみ取扱われる独自の商品ではなくなったのである<sup>1)</sup>。

加えてもう1つの大きな改正は、相互会社から株式会社への組織変更が容易になったことである。わが国の生保会社は現在、そのほとんどが株式会社の形態をとっており、相互会社はわずか6社（日本生命・第一生命・住友生命・明治安田生命・朝日生命・富国生命、2010年3月現在）である。しかし、この6社の全生保会社に占める地位はきわめて大きい。[図表1]では、2008年度決算における全生保会社の資産とそれに占める相互会社の割合を表している。これによると、かんぽ生命保険株式会社（以下、かんぽ生命と呼ぶ）を含んだ全46社の資産のうち、40%以上が相互会社で占められている。また、「かんぽ生命」を除いた資産に占める相互会社の割合は65%以上に達する。なお上記6社のうち第一生命は2010年4月から株式会社に組織変更した。（図表1、参照）

各生保会社の保有契約割合においても相互会社6社のウェイトは、一貫してきわめて大きい。

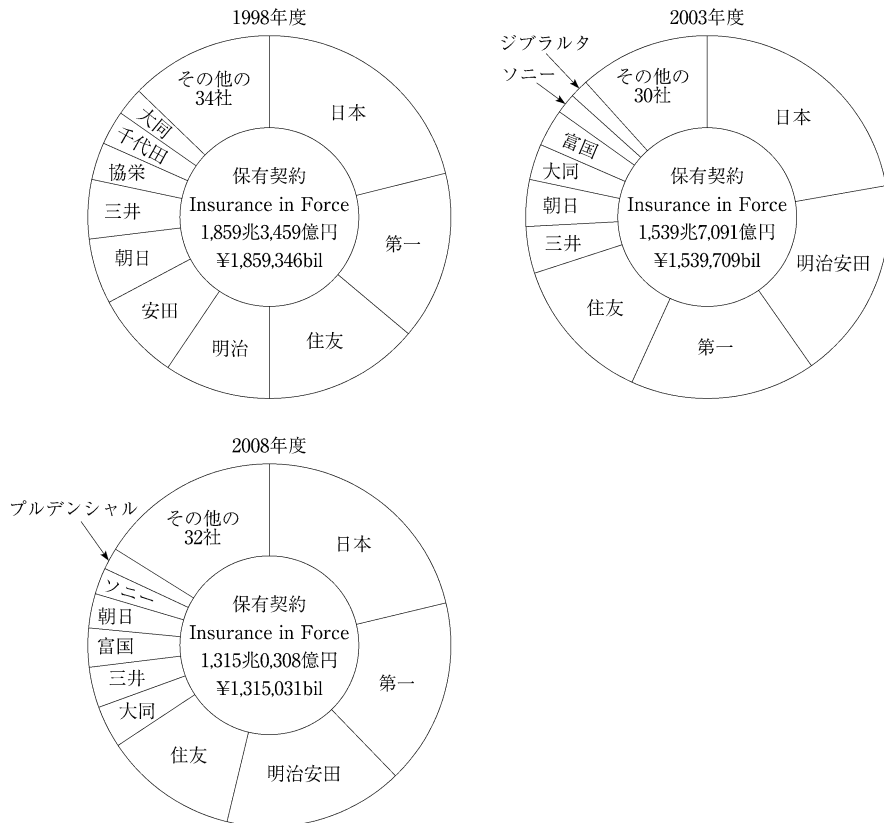
【図表 1】 2008年度決算の全生命保険会社および相互会社の資産（単位：億円）

	全社 <sup>(注)①</sup>	相互会社 ②	②/①
資産（含、かんぽ生命）	311兆7,200	133兆5,078	42.83%
資産（除く、かんぽ生命）	205兆1,420	同上	65.08%

（注）全社とは、内国会社と外国会社を合わせている。

【出所】 保険研究所『インシュアランス生命保険統計号』平成21年版にもとづき、作成。

【図表 2】 生命保険会社別保有契約割合の推移



【出所】 保険研究所『インシュアランス生命保険統計号』平成11, 16, 21年版の図より転載。

2008年度 6社で7割以上、日本生命、第一生命、明治安田生命、住友生命、の上位4社ではほぼ3分の2を占める。1998年度、明治生命と安田生命は合併前にもそれぞれ相互会社形態であり、三井生命、千代田生命、大同生命も相互会社であった。2003年度においては、明治安田生命は合併後も相互会社形態であり、三井生命も相互会社であった。したがって、生命保険業の主要部分は相互会社によって担われてきた業種である。（図表2，参照）

生保会社の法人税の計算方法は、相互会社と株式会社に区別はない。また、基本的に一般の法人と同様に、その課税所得は法人税法等の関連法令にもとづいて算出された確定決算の剰余金に、加算あるいは減算した金額である。しかし、生命保険という事業内容や相互会社という組織形態の特殊性から、法人税の課税ベースにおいて一般法人とは異なる計算項目や計算式の適用が存在



とに対して、その限度額が実額と比較して大幅な乖離があり、過大認可ではないかということである。第2点については、受取配当益金不算入制度の生保会社に対する適用除外に正当な根拠があるかという問題である。第5点については次のことを指摘しておきたい。生保会社は欠損が続いて倒産に至る場合でも、この期間「7%最低課税方式」によって法人税を払い続ける。これに対して倒産の危機に瀕し、公的資金の投入を受けた銀行は黒字経営に転換しても7年間にわたり過去の欠損金の繰り越しを認められ、法人税を支払わないケースがある。これは明らかに均衡を失っており、最低課税方式はその存在理由を改めて問われなければならない。

現行の法令が定める計算式によって算出される責任準備金計上額は、生保会社経営の健全性を確保する性格が濃厚である。現在の課税上の取扱い、1995年の保険業法の改正に応じる形で翌1996年に改正された法人税関係個別通達の規定にもとづく。責任準備金のうち一定の限度内で損金算入が認められているが、この損金算入限度額が保険契約者にとって債務の部分を表す実額に対応していない。受取配当益金不算入制度に関しては、1950年代後半に生保会社への適用の正否が問われた。その結果、1961年から不適用が部分的に始まり、1967年以降全面的に適用除外となる。1960年代から70年代にかけて、生保会社に対する法人税制の変更は主に3回（1961年、1967年、1976年）行われたが、その多くは、受取配当金の取扱いに関するものである。

## 1.2 責任準備金の取扱いに関する先行研究

生保会社における責任準備金の課税上の取扱いに関する主な研究に吉牟田勲（1986）、辻美枝（2006）がある。吉牟田勲氏は、純保険料式の評価方式にもとづいて算出された責任準備金の額は過大であることを批判し、適正な評価方式はどのようなものかを考察している。責任準備金の算定方法が「評価方式」と呼ばれるのは、保険料を（～の債務の面を）評価し積み立てることに由来する。

吉牟田（1986）は、責任準備金の損金算入限度額の根拠や望ましい評価方式（算定方式）について次のように説明する。この限度額の根拠ないし評価方式の考え方は①純保険料方式（理想方式）→②認可準備金方式（現実方式）→③純解約返戻金方式（請求権方式）と進んできた。純保険料方式は限度額が最大となり、利益調節の余地が大きいから生保会社にとって理想的であるが、望ましいあり方とは言えない。したがって今後の改正方向として評価方式を①純保険料方式から②認可準備金方式へと変更し、長期的には③純解約返戻金方式に改めるべきだとする。つまり、責任準備金の損金算入限度額の算定方式を積立額が減額する評価方式へと段階的に変更するということである。<sup>5)</sup>

その理由は次の点にある。「債務」としての責任準備金の損金計上をつきつめて考えると、債務とはこの場合、契約途中での契約者の請求権であり、解約返戻金から解約手数料を差し引いた金額を限度とする純解約返戻金方式が、選択的および単独の損金計上限度額の評価方式として有力にならざるを得ない。ただし、これに改めるときの留意事項として同氏は次の3点を挙げる。<sup>6)</sup>第1に、生保会社に責任準備金算出方法書の出し直しを行う機会を認める。第2に、認可準備金方式と純解約返戻金方式の選択制を認める。第3に、わが国の生命保険の解約返戻金の現状は必ずしも認可準備金方式や純解約返戻金方式に合致していないので、生保会社に解約返戻金表改訂の機会を与える。

吉牟田氏が適切な損金算入限度額のあり方について、早い時期に保険契約者の請求権である「債務」に着目し、その理由を示した点は重要な成果として注目される。

辻美枝氏の研究（2006）は、近年における責任準備金の課税上の取扱いに関する優れた研究である。責任準備金の性格は1995年の改正保険業法によって変化したが、辻（2006）は、これについて批判的検討を行い、租税中立性の視点から望ましいあり方を考察した。その主な内容は次の3点である。第1に、生保会社の責任準備金の損金算入は過大であり、他の金融機関（損保会社、銀行等）との租税中立性を著しく欠く。第2に標準責任準備金制度の導入によって、責任準備金が「純然たる債務」から「企業会計上の積立金」としての性格を強め、課税上これを損金算入する法的根拠は失われた。第3に、責任準備金の損金算入限度額は現行方式を変更し、解約返戻金とすべきである。

辻氏によると、現行方式の問題点を1995年の改正保険業法に見出す。責任準備金はこれまで平準純保険料式により算出され、内部留保されてきたが、保険業法の改正によって標準責任準備金制度が導入され、その性格が大きく変化した。すなわち、責任準備金は企業会計上の積立金としての性格を強めたからである。他方では、保険契約者の保険料積立金に対する権利が責任準備金中の保険料積立金から切り離され、保険契約にもとづいて約定される独自の権利、つまり解約返戻金相当額の処分可能な権利として再構成された。このことは責任準備金中の保険契約者の権利部分を明確にしたことを意味する。こうして辻氏は、生保会社の課税所得の計算上、責任準備金繰入額を損金に算入する法的根拠は見出されず、被保険者のために積み立てるべき限度額、つまり損金算入限度額は、契約者価値の1つである解約返戻金にすべきことになる。<sup>7)</sup>

さらに辻氏において、責任準備金が企業会計上の積立金としての性格を強める以前にも、責任準備金を課税所得の計算上損金算入する根拠は、明確でなかったとする。水野忠恒氏が責任準備金の損金算入の根拠を法人税法第22条第4項に見出すという主張<sup>8)</sup>に対して、次のように批判する。「責任準備金繰入額の損金算入の根拠が法人税法第22条第4項の『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準』にあるとすれば、生命保険会計に従って繰入れた責任準備金が損金算入されるべきであり、通達レベルで限度額を設けて制限する現行の方法は課税要件法定主義に反して問題である」<sup>9)</sup>。

ついで辻氏は、「本来損金に算入すべきであるのは、保険業法の規定により支払能力確保のため積立が強制される責任準備金ではなく、課税時点における保険契約者の有する権利を表す解約返戻金額によるのが適当である<sup>10)</sup>」と主張する。その理由は、次のことに求める。保険契約者は、保険期間中の保険契約に対して解約返戻金相当額を処分可能な権利として有し、解約返戻金請求権は、保険契約者が保険事故発生前に自由に処分できる債権であり、生保会社にとっては債務である、ということである。そして4つの利点をあげる<sup>11)</sup>。第1に、法令が規定する積立方式による限度額を設けることは不要である。第2に、生保会社が保険契約者に対して負う債務を損金算入することになるため、各生保会社間の公平が図れる。第3に、各生保会社が採用する責任準備金の積立方法の違いによる繰入額の差が生じ、積立不足がある場合に本来損金算入が認められない危険準備金部分を充当して損金算入することがなくなる。第4に、保険契約者の有する権利部分を生保会社の課税の対象から除くことは銀行預金の取扱いに近づくものであり、他の金融機関との公平性を保持できる。

しかしながら、解約返戻金額を損金算入限度額とする方法には、生保会社に事務処理を煩雑化し、事務量を増大させるという難点がある。このため、辻氏はその代替案として、算出方法書の記載にもとづき、10年チルメル式による積立方式で計算した保険料積立金部分および払戻積立金部分と未経過保険料部分に限り損金算入を認め、危険準備金部分については認めない方式を主張する。その根拠は、解約返戻金額が10年チルメル式で積み立てた責任準備金額に近似することによる。この代替案では生保会社は、事務負担の問題を回避できるという<sup>12)</sup>。生保会社の所得算定は保険業法の厳格な規定の下に、複雑な生命保険数理によって行われ、ここに生命保険業の特殊性が表出する。辻氏は、この特殊性への配慮が必要であれば、別途「準備金の損金算入規定の新設」のような立法による対処の必要性も指摘している<sup>13)</sup>。

辻氏の研究の意義は、3点に整理できる。第1に、1995年の保険業法の改正によって責任準備金が企業会計上の積立金の性格を持つようになり、それまでも明確でなかった課税上の損金算入の法的根拠が失われたこと、損保会社など他の金融機関との租税中立性に欠けることを明らかにしたことである。第2に、損金算入限度額は実額部分である「解約返戻金」が望ましいこと、その理由としてそれが保険契約者において自由に処分できる債権であり、生保会社にとって債務にあたることを示したことである。第3に、「解約返戻金」方式に存在する事務負担面の難点を考慮して、これを回避でき、内容的に近似の代替方法を提示していることである。

しかしながら、吉牟田氏と辻氏の研究には看過できない限界がある。第1に、責任準備金の損金算入が特に近年その合理性を喪失した事情は意識されているものの、導入当初持っていた一定の根拠が考慮されていない。吉牟田（1986）では、貯蓄商品としての預り金であるためとし<sup>14)</sup>、辻（2006）では、「法的根拠をもってなされたというよりは、古くから慣例として認められてきたようである」あるいは「保険料収入に含まれる保険契約者からの預り部分を課税の対象から除外する<sup>15)</sup>」とされる<sup>16)</sup>とされる。これでは説得力に乏しい。のちに指摘するように、生命保険業の健全な育成と確立は安定的な社会に不可欠であり、そのための課税上の優遇と見るべきであろう。第2に、責任準備金の損金算入が生保会社にとって、どれほどの課税優遇であるかの財務諸表にもとづく分析、さらに、これを実額相当分に変更したときの法人税負担の増減や経営への影響の計量的分析は行われていない。

### 1.3 受取配当益金不算入制度の適用除外の先行研究

わが国では法人が受取る配当金はこれまで法人擬制説の考え方にもとづいて、一定割合を益金不算入としてきた。その割合は2001年までは80%であったが、2002年からは50%となっている。ところがこの措置は生保会社に限り適用を除外され、受取配当の全額が益金に算入され、課税対象である。兼重誠（1996）、小松原章（2001）は、両者ともこれに批判的であり、他業種の法人と同様生保会社へも適用すべきことを主張する。

兼重（1996）は、損保会社において1986年11月導入の特別勘定によって受取配当益金不算入額が増大したことをふまえて、次のように述べる。「生保会社の受取配当が全額課税対象になるのに対して、他業態で益金不算入が認められることは、金融機関間の公平さに欠ける。——子会社からの配当が生保会社だけ課税され、課税後の実質的な収益が他の金融機関に比べて低くなるような現行税制については、金融機関のイコール・フットイングの観点からも再検討の余地があ

る<sup>17)</sup>」。

損保会社の特別勘定は、積立型保険の積立保険料等に相当する財産をその他の財産と区分して運用する勘定である。ここでは株式等への運用および証券投資信託への運用を行わないことを事業方法書に定めた場合、特別勘定で発生した金額のうち「積立保険料等運用益」（責任準備金の積み立てから生ずる利子等）は税法上、特定利子として負債利子に含めないということが認められる。損保会社の受取配当益金不算入額の算定式は他の法人と次のように異なる。

#### 損害保険会社

$$\text{受取配当益金不算入額} = \{ \text{株式配当金収入} - (\text{負債利子} - \text{特定利子}) \} \times 50\%$$

#### 一般法人

$$\text{受取配当益金不算入額} = (\text{株式配当金収入} - \text{負債利子}) \times 50\%$$

生保会社においては、1996年4月に区分経理、つまり保有契約を商品種類によっていくつかの保険群に区分し、資産・負債・損益等を分別管理する手法が導入された。兼重氏はその背景として次の4点をあげる。第1に、利用者ニーズの高度化・多様化に伴い、商品が多様化し、それぞれの商品特性に応じたりスク管理が必要である。第2に、商品負債リスクが異なる中、資産運用も負債とマッチングさせるALM的運用が求められる。第3に、顧客ニーズに応えつつ健全性を維持するためには、従来の会社全体で行う三利源分析に加え、タイムリーな保険種類別の収支分析が欠かせない。第4に、一般勘定に属する全ての負債・資産を一括管理する手法はすでに限界を露呈している。区分経理の導入はこれらの課題への対応である。これによって保険種類間の内部補助の明確な遮断による契約者間の公平性確保、各保険種類の商品特性にあった資産運用、各保険種類のきめ細やかな価格設定や商品開発の余地拡大を可能にした<sup>18)</sup>。

この認識の下に、兼重氏は保険種類毎の各区分を「独立した一つの事業会社」に近似のものと捉える。そして、損保会社の特別勘定に一般勘定部分とは異なった取扱いを認めるのと同様、生保会社についても区分経理単位での益金不算入が導入されるべきだとして次のように述べる。「大蔵省令等で規定され、実態として資産を明確に区分していれば、内部管理会計別に益金不算入を適用することに障害はない<sup>19)</sup>」。

このように兼重（1996）の意義は、受取配当益金不算入制度の適用、非適用に係る生保会社と他の金融機関、特に損保会社との間にある大きな差異は公平を欠くと批判し、区分経理の導入された生保会社に対して制度の適用を主張したことにある。

小松原（2001）は、生保会社に対する受取配当益金不算入制度の適用除外を課税の中立性の観点から緩和すべきだと主張する<sup>20)</sup>。同氏は中立性を次のように説明する。第1に受取配当益金不算入制度は法人間配当について、株主態様の相違、企業経営の選択に対して法人税制を中立的にする制度である。第2に負債利子控除について、法人段階で支払った利子が損金の額に算入されるが、受取る側では所得として課税されるため、全体としては租税回避にならない。第3に、保険料過払いの返還に充てられる契約者配当は明らかに損金の性質を有するので、契約者配当の損金算入限度額計算において受取配当益金不算入部分だけ減ずるのは合理性に欠ける<sup>21)</sup>。

このように兼重、小松原両氏は他の金融機関との負担均衡の点から生保会社に対する適用除外を批判するが、より重要な問題、それがなぜ導入され、継続しているかを問うことはない。言い